

Q&A

Q1 「防火優良認定証」とは何が違うのですか？

A: 「防火優良認定証」は、防火対象物定期点検報告が必要な建物を対象としています。

防火対象物の全ての部分が、3年間継続して消防法令を遵守していると認められた場合に表示することができます。



Q2 「適マーク」とは何が違うのですか？

A: 「適マーク」は、収容人員30人以上で地階を除く階数が3階以上のホテル・旅館を対象としています。

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた場合に表示することができます。



Q3 優良防火管理事業所認定制度の特徴は何ですか？

A: 「防火優良認定証」や「適マーク」の表示対象から除かれる建物においても「優良防火管理事業所認定証」を掲出することで、防火安全情報を建物利用者に情報提供できる金沢市独自の制度です。



Q4 認定を継続するための手続きは必要ですか？また、申請料はかかりますか？

A: 優良防火管理事業所の認定の有効期間は1年間です。

認定の有効期間が満了する概ね1か月前に認定の更新手続きを行って下さい。

なお、申請料は無料です。

優良防火管理事業所認定制度のご案内



優れた防火管理業務を実施している建物に関する防火安全情報を利用者に提供する金沢市独自の制度

■制度に関するお問い合わせ

消防局 予防課	〒921-8042	金沢市泉本町7-9-2	☎ 076(280)2065
中央消防署	〒921-8042	金沢市泉本町7-9-2	☎ 076(280)5041
駅西消防署	〒920-0025	金沢市駅西本町1-11-29	☎ 076(280)6094
金石消防署	〒920-0335	金沢市金石東1-3-3	☎ 076(280)7037

優良防火管理事業所認定制度とは

建物の関係者からの申請に基づき、消防機関が自主防火管理の実施状況について審査した結果、消防法令の基準に適合していると認められる建物を「優良防火管理事業所」に認定し、「優良防火管理事業所認定証」を交付する制度です。

建物に「優良防火管理事業所認定証」が掲出されることにより、優れた防火管理を実施していることを建物利用者へ情報提供できます。

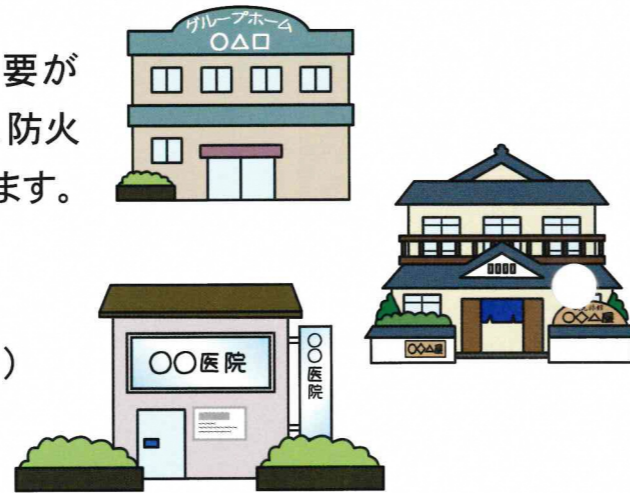


(優良防火管理事業所認定証)

対象となる建物について

制度の対象となるのは、防火管理者を選任する必要がある防火対象物のうち以下に掲げるものです。ただし、防火対象物定期点検報告の対象となる防火対象物は除きます。

- (1) ホテル・旅館
- (2) 病院・社会福祉施設
(利用者を入居させ、宿泊させるものに限ります。)
- (3) 上記のほか、消防署長が必要と認めるもの



認定基準について

認定基準は、以下の項目のうち該当するものが審査の対象となります。

▶ 防火管理等

- 防火管理者等の届出
- 自衛消防組織の届出
- 防火管理に係る消防計画
- 統括防火管理者等の届出
- 防火・避難施設等
- 防災対象物品の使用
- 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
- 火気使用設備・器具等
- 少量危険物・指定可燃物

▶ 消防用設備等

- 消防用設備等の設置及び維持
- 消防用設備等の点検報告

▶ 防災管理

- 防災管理対象物の点検及び報告
- 防災管理者等の届出
- 防災管理に係る消防計画
- 統括防災管理者等の届出

▶ 危険物施設等

申請から認定までの流れ

Step1 申請

申請書に必要書類を添付して、その地域を管轄する消防署に申請して下さい。

《申請に必要な書類》

◎申請書

◎添付が必要な書類

- ①防火自主チェック表
- ②消防用設備等点検結果報告書(写)

◎必要に応じて添付する書類

- ①消防用設備等の改修報告書
- ②営業許可等を証明できる書類(写)
- ③その他消防署長が必要と認める書類



Step2 審査



建物関係者からの申請に基づき、建物が認定基準に適合しているかを管轄する消防署の職員が審査します。

なお、必要に応じて現地確認を行います。

Step3 認定



審査の結果、認定基準に適合していると認められる場合は、「優良防火管理事業所認定通知書」と「優良防火管理事業所認定証」が交付されます。

留意事項

- 認定の有効期間は、認定を受けた日から1年間です。
- 優良防火管理事業所認定証は、認定を受けた建物を利用する方が見やすい場所に掲出して下さい。
- 優良防火管理事業所認定証は、消防機関からの貸与となります。

